

静岡県告示第162号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年3月11日から起算して15日間、伊豆漁業協同組合仁科支所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年3月11日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 発起人の住所氏名

静岡県賀茂郡西伊豆町仁科2011-5	鈴木 惠輝
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1946-2	小宮 哲幸
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1825-2	鈴木 正功
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1815-3	窪田 友一
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科2819-1	藤井 清和

2 加入区

仁科加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊豆漁業協同組合